

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2002-505702(P2002-505702A)

【公表日】平成14年2月19日(2002.2.19)

【出願番号】特願平11-504276

【国際特許分類第7版】

C 0 8 F 220/10

A 6 1 F 5/44

A 6 1 F 13/14

A 6 1 F 13/49

A 6 1 F 13/53

A 6 1 L 15/60

【F I】

C 0 8 F 220/10

A 6 1 F 5/44 H

A 6 1 F 13/14 R

A 6 1 F 13/18 3 0 7 A

A 4 1 B 13/02 D

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月31日(2005.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 17 年 5 月 31 日



特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成 11 年特許願第 504276 号

~~(PCT / SE 98/01129)~~

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名 称 エスシーエー ハイジーン プロダクツ アーベー

3. 代 理 人

住 所 〒550-0001 大阪市西区土佐堀 1 丁目 6 番 20 号

新栄ビル 6 階 TEL(06)6441-1816

A381 氏 名 ~~-(10381)~~ 弁理士 風 早 信 昭

4. 補正対象書類名

明 細 書

請求の範囲

5. 補正対象項目名

明 細 書

請求の範囲



6. 補正の内容

(1) 明細書第19頁第27行～第20頁第7行 「乳化は - - - - - (乳化剤)」を以下のように訂正する。

「乳化は下記のような標準水相及び標準油相から開始した；

標準水相：

100 g CaCl₂ (137.75 g CaCl₂ · 2H₂Oの形)

1.5 g K₂S₂O₈

これらに蒸留水を加えて1000mlにする。

標準油相：

0.927 g アクリロニトリル

6ml 2-エチルヘキシルアクリレート

2ml ジビニルベンゼン

2g 界面活性剤(乳化剤)」

(2) 請求の範囲を別紙の通り訂正する。

以 上

別 紙
請 求 の 範 囲

1. ゴム状ポリマー成分を含むポリマーフォーム構造体の複数の内部表面によって形成される複数の気泡を含む、液体を吸収するための吸収材料構造体であって、液体の吸収が開始されるとき前記気泡が本質的に連続的で互いに本質的に連結する場合において、イオン性基がポリマーフォーム構造体の内部表面上の塩基性加水分解によって作られ、前記イオン性基が浸透力によって吸収を与えることを特徴とする吸収材料構造体。
2. イオン性基がカルボキシレートイオン基を含むことを特徴とする請求の範囲1記載の吸収材料構造体。
3. 吸収材料構造体がガラス状ポリマー成分を含み、ガラス状ポリマー成分がアクリロニトリルを含み、ゴム状ポリマー成分が2-エチルヘキシルアクリレートを含むことを特徴とする請求の範囲1又は2記載の吸収材料構造体。
4. ガラス状ポリマー成分がスチレンを含むことを特徴とする請求の範囲3記載の吸収材料構造体。
5. 吸収材料構造体が架橋剤を含み、それが有利にはジビニル化合物であり、好ましくはジビニルベンゼンであることを特徴とする請求の範囲1～4のいずれか記載の吸収材料構造体。
6. 安定な乳剤を形成するために乳化剤を使用して水相及び油相を乳化し（前記油相の体積は前記水相の体積より小さく、前記油相は少なくともガラス状特性を有する第1の重合可能なモノマー及び／又は少なくともゴム状特性を有する第2の重合可能なポリマー及び架橋剤を含み、一方前記水相は開始剤及び電解質を含む）；複数の内部表面を有する複数の気泡を含み弾性的に作用可能であるポリマーフォーム構造体を形成するために安定な乳剤の本質的に連続的な油相において前記重合可能なモノマーを重合することを含む、液体を吸収するための吸収材料構造体の製造方法において、ポリマーフォーム構造体がポリマーフォーム構造体の内部表面上にイオン性基を作るために塩基性加水分解され、それによって毛管吸収及び浸透力による吸収のための能力を有する吸収材料構造体を与えることを特徴とする製造方法。

7. 水相が一つ又は幾つかのポリマー親水化剤を含むことを特徴とする請求の範囲 6 記載の製造方法。

8. 乳化が切欠き部分を有するプレート形状攪拌機の使用によって起こること、及び攪拌機の寸法が乳化容器の寸法に相当し、かくして前記乳化容器の本質的に全ての液体体積において乱流が生じることを特徴とする請求の範囲 6 又は 7 記載の製造方法。

9. 乳化が 25～65℃、好ましくは 60～65℃の範囲の温度において起こることを特徴とする請求の範囲 6, 7 又は 8 記載の製造方法。

10. 吸収材料構造体が加水分解の完了後に洗浄及び／又は pH 調整に供されることを特徴とする請求の範囲 6～9 のいずれか記載の製造方法。

11. 液体（好ましくは体液）を吸収するための、吸収材料構造体の一部である可撓性ポリマーフォーム構造体においてイオン性基を作るために加水分解され、それによって浸透力による吸収を可能にする請求の範囲 1～5 のいずれか記載の吸収材料構造体の使用。

12. 吸収芯を含む使い捨て吸収物品において、吸収芯がイオン性基が塩基性加水分解によって作られている可撓性ポリマーフォーム構造体を有する請求の範囲 1～5 のいずれか記載の吸収材料構造体を含むこと、及び前記使い捨て吸収物品がそれによって毛管吸収及び浸透力によって起こる吸収の両方によって液体を吸収する能力を有することを特徴とする使い捨て吸収物品。

13. 使い捨て吸収物品が表面材料及び弹性手段を含むこと、及び前記吸収物品がベビー用おむつ、失禁プロテクター、用便練習用パンツ又は女性衛生のための衛生ナプキンとして機能することを意図されることを特徴とする請求の範囲 1～2 記載の使い捨て吸収物品。

14. イオン性基がカルボキシレートイオン基を含むことを特徴とする請求の範囲 1～2 又は 1～3 記載の使い捨て吸収物品。

15. 請求の範囲 1～2 及び 1～4 のいずれか記載の使い捨て吸収物品であって、前記物品が装着者に移動用パッケージで配布される場合において、吸収材料構造体のポリマーフォーム構造体の内側の気泡が吸収物品が前記移動用パッケージ内にあるときに圧縮された状態にあること、及び前記気泡が使い捨て吸収物品が装着

者の皮膚に接触しているときに本質的に拡張された状態にあること、及び前記気泡が水性液体の吸収が開始されるときに本質的に連続的で互いに本質的に連結することを特徴とする使い捨て吸収物品。